

環境影響評価書

—東京都渋谷地区清掃工場建設事業—

平成9年10月

東京都

1 総括

1.1 事業者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 青島幸男

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1.2 対象事業の名称

名称：東京都渋谷地区清掃工場建設事業

種類：廃棄物処理施設の設置

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は、表 1.3-1のとおりである。

表 1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所在地	東京都渋谷区東一丁目地内	
	面積	約 9,150㎡	都市計画決定対象区域 (内訳) 施設計画部分：約 8,450㎡ 道路整備部分：約 450㎡ 区道上空占用部分：約 250㎡
	工事期間	平成10年度(予定)～平成13年度(予定) (試運転稼働：平成12年度予定)	
	工場稼働年度	平成13年度(予定)	
	処理能力	可燃ごみ 200トン/日 (焼却炉 200トン/日・炉×1基)	
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約44.5m	
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ約 150m	
	その他	人工地盤、構内道路等	
関連工事	区道	区道整備	

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び建設予定地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1.4-1に示すとおりである。

なお、予測・評価については、工場等の施設を設置する施設計画部分の境界を敷地境界として、環境に及ぼす影響の予測・評価を行った。

表 1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1 大気汚染	<p>工事中の二酸化窒素、一酸化炭素の将来予測濃度に対する影響割合は、建設機械排出ガスがそれぞれ9.76%、5.93%以下、工事用車両がそれぞれ0.99%、0.08%以下である。</p> <p>清掃工場煙突排出ガスによる二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀の長期平均値の将来予測濃度に占める影響割合はそれぞれ0.16%、0.06%、0.03%、0.35%、1.74%以下である。</p> <p>清掃車両による二酸化窒素、一酸化炭素の将来予測濃度に対する影響割合はそれぞれ0.44%、0.05%以下である。</p>
2 悪臭	<p>清掃工場の稼働時において、敷地境界での臭気濃度及び悪臭物質濃度は、法及び条例に基づく規制基準を下回る。</p>
3 騒音	<p>工事中の建設作業騒音は、勧告基準を下回る。</p> <p>工事中の道路交通騒音は、一般車両のみによる騒音レベルと比較して0～1dB(A)程度の増加である。</p> <p>工場稼働時の騒音は、法及び条例に基づく規制基準以下である。</p> <p>清掃車両による道路交通騒音は、一般車両のみによる騒音レベルと比較して0～1dB(A)程度の増加である。</p>
4 振動	<p>工事中の建設作業振動は、勧告基準を下回る。</p> <p>工事中の道路交通振動は、一般車両のみによる振動レベルと比較して0～3dB程度の増加である。</p> <p>工場稼働時の振動は、法及び条例に基づく規制基準以下である。</p> <p>清掃車両による道路交通振動は、一般車両のみによる振動レベルと比較して差は見られない。</p>
5 地盤沈下及び地形・地質	<p>工事に際しては、止水性の高い山留め壁を不透水性の上総層群粘性土層(Kac)まで構築し、掘削区域と建設予定地周辺の地下水を遮断する工法を採ることにより、地盤沈下は生じない。また、剛性の高い山留め壁と適切な支保工により、山留め壁の変位は、軽微にとどまり、建設予定地周辺の地盤の変形はほとんどない。</p>

予測・評価項目	評価の結論
6 日照障害	<p>建設予定地の北側に隣接する地域は、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による規制の対象地域にはなっていない。</p> <p>1.0時間以上の日影の範囲は、建設予定地北東側及び北西側地域へ及ぶことになるが、その地域は、ごく限られており、施設の状況からみても影響は少ない。</p>
7 電波障害	<p>清掃工場の建築物等により、テレビ電波の遮へい障害及び反射障害が発生すると予測されるため、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領（郵政省電波監理局長通達文書）昭和51年3月6日」に従って、共同受信施設等の電波障害改善対策を実施する。また、本事業の進捗に伴い、障害が発生した場合も同様な対策を行う。BS局については、障害予測範囲内にBS受信者建物が存在しないため、特に問題はないと考える。</p> <p>なお、本事業により既存共聴地域内において、新たに電波障害が発生した場合、並びに電波障害が生じると予測した地域以外についても本事業による障害が明らかになった場合には同様な対策を実施する。</p>
8 風害	<p>清掃工場の建築物が完成したときの建設予定地周辺の風環境について、風洞実験によって予測した結果を「風環境評価尺度」をもとに評価すると、対応する空間の用途の例に該当するランクを超える測定点が2測定点存在するが、2測定点は、建設前の風環境も同ランクであり、建設前後の風速比の変化もない箇所である。</p> <p>したがって、本事業による風害の影響は、ほとんどないものとする。</p>
9 景観	<p>煙突の仰角は、比較的大きいが、高さの割りには幅が小さく、縦方向に入れた四方のスリットと白色を基調とした軽快感のある色彩により、圧迫感や単調さが軽減され、新たな都市景観を創出できると考える。</p> <p>工場棟は、近景域において視野に占める割合が大きいものの、建物形状を階段状とする等の対策により、閉鎖感や量感は軽減される。さらに、敷地周辺部や屋上を可能な限り緑化すること等により、周囲の街並みと調和した良好な景観が創出できると考える。</p> <p>建設予定地北東側では、人工地盤への仰角が大きくなるが、人工地盤の側面に植栽することや、周囲を高木で囲むなど緑化することにより、圧迫感は軽減されるものとする。</p>

1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表1.5-1 に示すとおりである。

表1.5-1 評価書案の修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	頁
〔本編〕 2 対象事業の目的及び内容 2.2 事業の内容 2.2.2 計画の内容	設備の概略	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）の策定（平成9年1月）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政省令の改正（平成9年8月公布）を踏まえ、ダイオキシン類対策について新たに記載した。	29 ） 32
5 現況調査、予測及び評価 5.5 地盤沈下及び地形・地質 5.5.2 予測	予測方法	山留め壁背後の地表面沈下量について、その算出過程の補足説明を追記した。	366
5.9 景観 5.9.2 予測 5.9.3 評価	予測方法 評価	建設予定地北東側における圧迫感の変化の程度について予測・評価を追記した。	464 481 482
7 環境保全のための措置 (2)工場稼働時の配慮	騒音・振動	清掃車両等が走行する構内道路の騒音対策を追記した。	498
(3)ダイオキシン類対策		新ガイドライン及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政省令に基づく対策に変更した。	498 ） 500
〔資料編〕 1 対象事業の目的及び内容 1.1 事業内容	ダイオキシン類について	新ガイドライン、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び大気汚染防止法の政省令の改正部分を新たに記載した。煙突から排出されるダイオキシン類の健康への影響について内容を変更した。	45 ） 57
3 現況調査、予測及び評価 3.1 大気汚染 3.1.2 予測	予測方法	道路沿道のバックグラウンド濃度の推定方法について、その妥当性の補足説明を追記した。	160
3.4 地盤沈下及び地形・地質 3.4.2 予測	予測方法	山留め壁の背後地盤の沈下計算について、その内容を追記した。	263 264
3.7 景観 3.7.1 予測		建設予定地北東側における圧迫感の変化の程度について新たに記載した。	345 ） 347
4 環境保全のための措置 4.1 構内道路を走行する清掃車両からの騒音対策		建設予定地北東側等に配慮し、騒音対策の内容及び遮音壁の減音効果について新たに記載した。	353 ） 356